仕　様　書

１．件名

長野増殖保存園内危険木等伐倒・搬出・処分業務

２．業務目的

本業務は、林木育種センター長野増殖保存園内において、倒木等の危険性がある樹木を伐倒するとともに、伐倒木及び既に集積済みの丸太を搬出及び処分し、職員等の安全確保並びに園内環境の維持管理を図ることを目的とする。

３．履行場所

長野県北佐久郡御代田町大字塩野字浅間山 375
国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所 林木育種センター 長野増殖保存園

４．履行期間

契約締結日から令和９年２月２６日（金）まで

５．業務内容

（１）危険木の伐倒

添付図面に赤丸で示す危険木３本について伐倒を行うこと。

（２）木材の搬出

次の木材を園外へ搬出すること。

ア　伐倒した危険木

イ　添付図面に緑色で示す集積済み丸太４箇所

搬出に当たっては、関係施設、樹木、工作物等に損傷を与えないよう十分注意すること。

（３）処分

搬出した木材は、関係法令を遵守のうえ受注者の責任において適正に処分することとし、産業廃棄物処分した場合は産業廃棄物管理票（マニフェスト A 票及びD 票）を提出すること。なお、処分に係る費用は受注者の負担とする。

（４）後片付け

作業完了後は、枝条、木くずその他作業に伴い発生した残材を撤去し、作業箇所周辺を整理清掃すること。

６．安全管理

作業実施に当たっては、労働安全衛生法その他関係法令を遵守すること。
作業区域への立入制限、注意喚起等の安全対策を講じること。
作業中に施設又は第三者へ損害を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状回復等を行うこと。

７．業務報告

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

報告書には次の資料を添付すること。

・作業前後の写真

・処分状況が確認できる書類又は写真

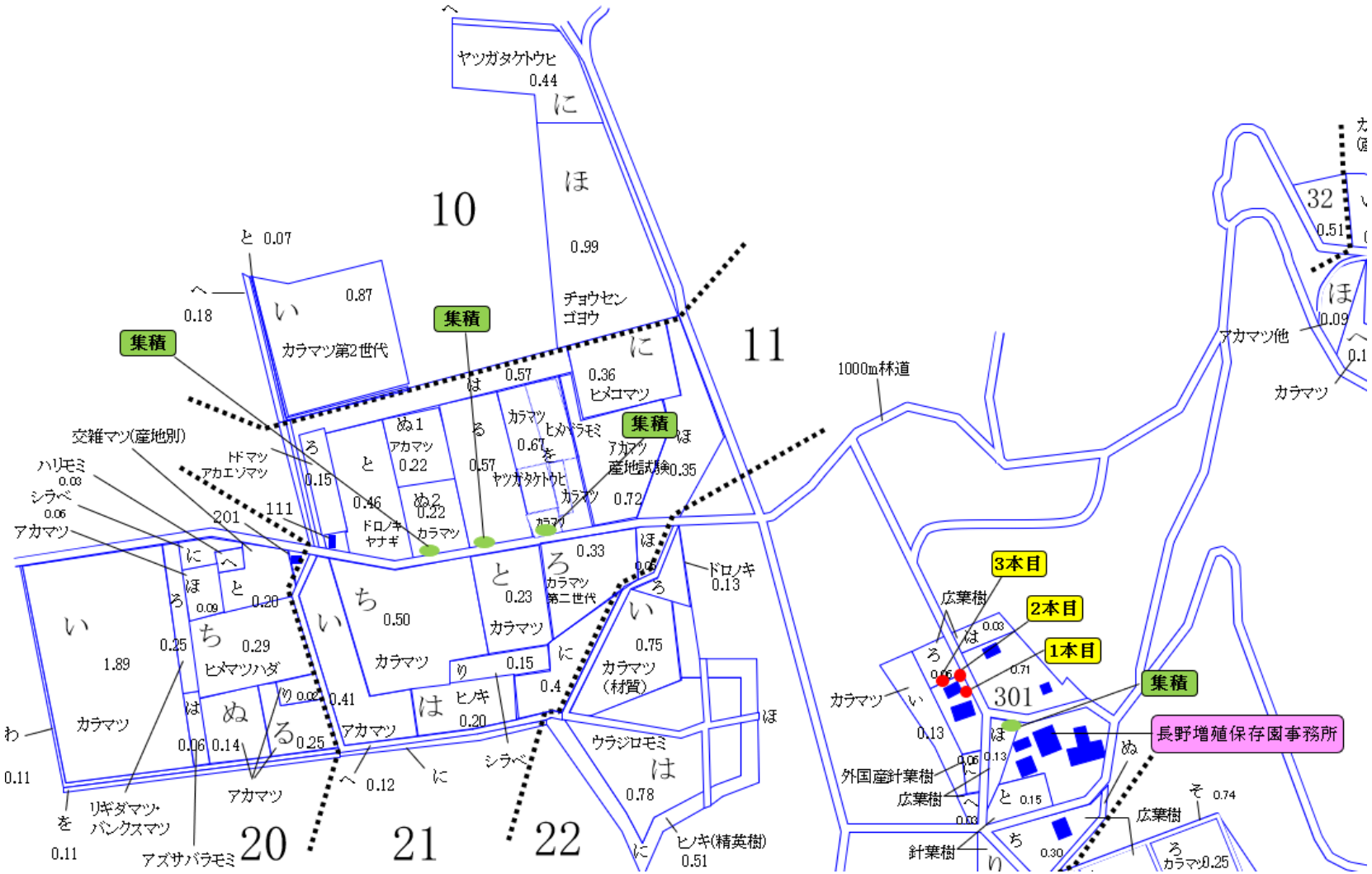
・その他発注者が求める資料

８．経費負担

業務遂行に必要な機械、器具、車両、消耗品、燃料及び運搬・処分費等の一切の経費は、受注者の負担とする。

９．その他

作業日程については、事前に発注者と協議の上決定すること。本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定すること。


10
11
20
21
22
32
301
集積
集積
集積
集積
3本目
2本目
1本目
長野増殖保存園事務所
1000m林道
ヤツガタケトウヒ 0.44
チョウセンゴヨウ
カラマツ第2世代 0.87
ヒメコマツ 0.36
カラマツ 0.99
ほ 0.09
アカマツ他
カラマツ
交雑マツ(産地別)
ハリモミ 0.03
シラベ 0.06
アカマツ
ドロノキ 0.13
カラマツ第二世代 0.23
カラマツ 0.50
カラマツ 0.75
(材質)
ヒメマツハダ 0.29
カラマツ 1.89
ヒノキ 0.20
ウラジロモミ 0.78
ヒノキ(精英樹) 0.51
リギダマツ・バンクスマツ
アズサバラモミ
アカマツ
シラベ
広葉樹
外国産針葉樹
広葉樹
針葉樹
広葉樹
カラマツ 0.25
カラマツ
アカマツ 0.22
ヒノキヤナギ
ドロノキ
カラマツ
ヤツガタケトウヒ
カラマツ 0.72
アカマツ
産地試験 0.35
ヒメバラモミ
カラマツ 0.67
カラマツ
ドイツトウヒ
アカエゾマツ
201
111

見積依頼について

見積書提出期限：令和８年１１月１３日（金）
発注日：令和８年１１月１８日（水）予定
履行期限：令和９年　２月２６日（金）

１．見積書に「日付、代表者、適格請求書発行事業者登録番号」を明記のうえ、上記見積書提出期限までに会計第二係までご提出ください。
２．検討の結果、取引が確定した場合はご連絡いたします。

（担当者）
〒319-1301
茨城県日立市十王町伊師 3809-1
国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター
管理課会計第二係　r-kaikei@ffpri.go.jp
電話 0294-33-7182